

指定看護小規模多機能居宅介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団高安医院が開設する複合型サービスみちくさ(以下「事業所」という。)において実施する指定看護小規模多機能型居宅介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ若しくは宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等、並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 事業所は、事業を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

8 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 複合型サービスみちくさ
- (2) 所在地 京都市伏見区竹田西段川原町169番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者及び業務の実施状況の把握、利用の申し込みに係る調整、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

【日中】 通い：常勤換算方法で5名以上(1名以上は看護職員)

訪問：常勤換算方法で2名以上(1名以上は看護職員)

【夜間】 夜勤：時間帯を通じて1名以上 宿直：時間帯を通じて1名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護、看護、世話及び支援を行う。

【看護職員】 常勤換算で2.5名以上(1名以上は常勤の看護師)

看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

【介護支援専門員】 1名以上

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、連携機関等との連絡・調整を行う。

法定代理受領の要件である事業の利用に関する市町村への届出の代行等を行う。

指定基準以上の従業者を配置しております。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間
 - ① 通いサービス 午前8時30分～午後4時30分
 - ② 宿泊サービス 午後4時30分～翌午前8時30分
 - ③ 訪問サービス 24時間

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第6条 事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次のとおりとする。

- ① 事業所の登録定員 29名
- ② 通いサービス利用定員 15名
- ③ 宿泊サービス利用定員 9名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 通いサービス及び宿泊サービス

- ① 健康状態チェック
- ② 機能訓練
- ③ 介護サービス(移動、排泄介助、見守り等)
- ④ 入浴サービス(清拭・洗髪等の清潔保持)
- ⑤ 送迎サービス
- ⑥ 食事サービス
- ⑦ 医師の指示による医療処置(褥瘡処置等)
- ⑧ I V Hやカテーテル等の管理
- ⑨ 酸素・吸引吸入等呼吸関連の看護
- ⑩ 認知症看護・介護
- ⑪ ターミナルケア・疼痛管理

(2) 訪問サービス

- ① 保清(入浴・清拭・洗髪等)、排泄、体位交換、食事介助等の身体介護
- ② 住居の掃除・買い物等の生活援助
- ③ 安否確認
- ④ 訪問看護
 - ・医師の指示による医療処置(褥瘡処置等)
 - ・I V Hやカテーテル等の管理
 - ・在宅酸素・吸引吸入等呼吸関連の看護
 - ・認知症看護・介護
 - ・ターミナルケア・疼痛管理

(3) 介護計画書作成

(4) 相談、援助等

- ① 療養生活や介護方法の指導等
- ② 利用者・介護者の不安事等の相談等

(介護計画等の作成)

第8条 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護の従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付するものとする。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

5 看護師等は指定看護小規模多機能型居宅介護報告書（訪問日、提供した看護内容等を記載したもの）を作成する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 食費は、朝食代300円、昼食代650円、おやつ代100円、夕食代650円を徴収する。

3 宿泊（1泊）費は、3,000円を徴収する。

4 おむつ代は、巻オムツ・リハビリパンツ 各1枚 100円

パット 1枚 50円 若しくは、現物返却 を徴収する。

5 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

・レクリエーション材料代等：実費を徴収する。

・洗濯代：事業所所定のかご1杯（利用者の所有物に限る） 200円を徴収する。

・口腔スポンジ：1本20円を徴収する。

6 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

7 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、京都市伏見区・南区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を看護小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医、京都市その他、市町村、当該利用者家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の従業者が看護職員であって、必要に応じて臨時応急の手当てを行った場合は、処置内容を記録するとともに、管理者及び主治医に報告する。

4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期

的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

2 事業所が浸水想定区域に所在する場合は、浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講ずる。

（個人情報保護）

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待の防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村

に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民及び事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員で構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、事業に関する記録を整備し、完結した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団高安医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

平成27年4月1日	一部改訂する。
平成27年8月18日	一部改訂する。
平成29年8月1日	一部改訂する。
令和 1年9月1日	一部改訂する。
令和 4年9月1日	一部改訂する。
令和 5年7月1日	一部改訂する。
令和 6年4月1日	一部改訂する。